



2022年2月25日

各 位

会 社 名 サ ン デ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 朱 聃  
(コード番号 6444 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 小 林 英 幸  
TEL (03) 5209-3296

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の当社第96期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月30日（予定）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p><u>(電子提供制度)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告等の株主総会資料の情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 定款第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>